

# 2007年 民事訴訟法3

関西大学法学部教授  
栗田 隆

## 第3回 (目次)

- 共同訴訟 (38条)
- 通常共同訴訟 (39条)
- 必要的共同訴訟 (40条)
- 同時審判申出共同訴訟 (41条)
- 主観的追加的併合

## 共同訴訟 (38条)

1つの訴訟手続の当事者の一方または双方の側に数人の者が登場している訴訟形態を共同訴訟という。



T. Kurita

2

## 共同訴訟の要件

### 訴えの主観的併合要件 (38条)

- 権利義務の共通 数人の連帯債務者に対する給付請求
- 同一原因 同一事故に基づく数人の被害者の損害賠償請求
- 同種権利義務・同種原因 同種の売買契約に基づく数人の買主に対する代金請求

### その他の要件

1. 共通の管轄権があること (7条に注意)
2. 客観的併合の要件を充足すること (136条)

T. Kurita

3

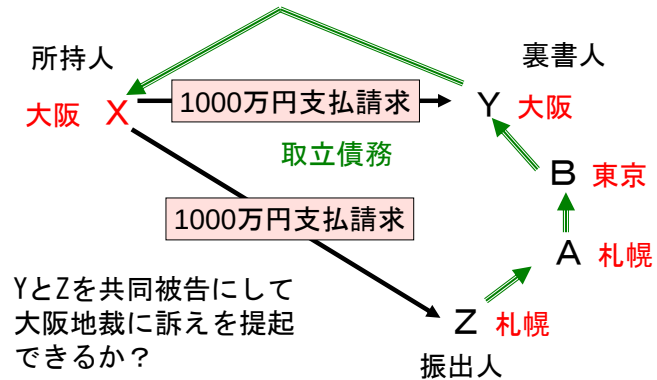
## 共同訴訟の関連裁判籍 (7条)

- 7条は、請求間の関連性を基準にして、38条前段の場合には関連裁判籍を認め、後段の場合には認めていない。
- しかし、当事者双方の利害のバランスをはかるために、次のことも考慮して関連裁判籍の有無を決定することが必要となる場合がある。
  1. 訴訟資料の共通性
  2. 裁判統一の必要性
  3. 併合されることになる当事者の利益保護など

T. Kurita

4

## 手形金支払請求



T. Kurita

5

## 練習問題

神戸市内に住所を有するXが、大阪市内に住所を有するYに1000万円を貸し付け、京都市内に住所を有するZがYの保証人になった。Xは、Yに対する請求とZに対する請求を大阪地方裁判所で同時に審理・裁判してもらうことができるか。

T. Kurita

6

## 訴額の算定 (9条)

- 共同訴訟の場合にも、9条（併合請求の場合の訴額の算定についての特則）の適用がある。
- 訴え提起の手数料は、金額が増加するに従って増加するが、増加率は逡減するので、手数料の節減となる。

T. Kurita

7

## 原告側合算の例 (9条1項本文)

- 最高裁判所平成12年10月13日第2小法廷決定
- 開発区域の周辺住民207名が林地開発行為許可処分の取消しを求める訴えを提起したが、訴えで主張する利益が原告に共通であるとは言えず、各原告の利益を合算の上で手数料額を算定すべきであるとされた事例。

T. Kurita

8

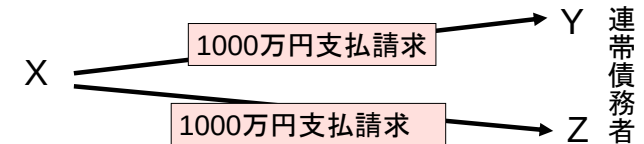
## 続き

- 訴えをもって主張した利益の総額は、95万円  
× 207人 = 19,665万円
- これに対する訴え提起の手数料額は、708,600円
- この訴えを却下する判決に対する控訴提起の手数  
利用額は、708,600 × 1.5 ÷ 2 = 531,450円
- これを207名で分担すると、一人当たり、  
531,450 ÷ 207 = 2,567円となる。

T. Kurita

9

## 利益共通の例（9条1項ただし書）



- 別訴であれば手数料は57,600円 + 57,600円となる。
- 一つの訴えで請求する場合には、訴えで主張する利益（全部で1000万円）は共通するので、手数料は57,600円となる（9条1項ただし書）

T. Kurita

10

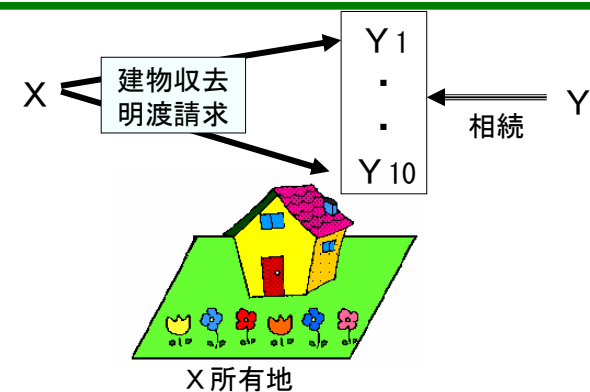
## 通常共同訴訟（39条）

- 共同訴訟人が各自独立して訴訟追行をなす権能  
が認められている場合を通常共同訴訟という。
- 必要的共同訴訟に該当しない場合には、通常共  
同訴訟となる。例：
  1. 数人の連帯債務者に対する弁済請求
  2. 主債務者とその保証人に対する弁済請求
  3. 数人の不可分債権者の請求、数人の不可分債  
権者に対する請求

T. Kurita

11

## 共同所有者に対する訴え



T. Kurita

12

### 最高裁判所昭和43年3月15日判決

土地の所有者が建物の共同相続人に対して建物収去土地明渡を請求する訴訟は、通常共同訴訟である。

1. 共同相続人の建物収去土地明渡義務は、不可分債務である(民430条)。
2. 固有必要的共同訴訟であるとする、手続が硬直的になって、無駄が生じやすい。
3. 地上建物が共同相続されたがその登記がない場合などには、土地所有者が建物の共有者を確知できるとは限らない。

T. Kurita

13

### 通常共同訴訟人独立の原則 (39条)

- 共同訴訟人の一人がした訴訟行為およびこの者に対する訴訟行為の効果は、他の共同訴訟人には及ばない。
- 共同訴訟人の一人に生じた中断・中止の効果(124条・131条・132条)は、他の共同訴訟人には及ばない。
- 弁論の分離・制限・一部判決ができる。
- 上訴不可分の原則は共同訴訟人間では適用されない。例：上訴した者のみが上訴人になる。

T. Kurita

14

### 通常共同訴訟における主張独立と証拠共通

- **主張独立の原則** 共同訴訟人独立の原則(39条1項)の適用
- **事実認定共通(証拠共通)の原則** 事実是一つでしかないから、その認定については自由心証主義が優先し、ある共同訴訟人が申し出た証拠調べの結果を他の共同訴訟人に関係する請求の判断のために用いることができる。その者の弁論の全趣旨も斟酌することができる。

T. Kurita

15

### 最高裁判所 昭和43年9月12日判決

- 通常共同訴訟人の一人のする訴訟行為が他の共同訴訟人のために効力を生ずることはない。
- たとえ共同訴訟人間に共通の利害関係が存するときでも同様である。
- 共同訴訟人が相互に補助しようとするときでも、補助参加の申出をすることを要する。(当然の補助参加関係の否定)

T. Kurita

16

## 練習問題

債権者が主債務者と保証人とを同時に訴え、両者に対する請求権を根拠づけるのに必要な事実をすべて主張した。

1. 保証人は、公示送達によらずに呼び出しを受けたが、全ての期日に出頭しなかったため、擬制自白が成立した。
2. 他方、主債務者は債権者の主張を争い、裁判所は債務の不存在の心証を得た。

裁判所はどのような判決をくださるべきか。

T. Kurita

17

## 必要的共同訴訟（40条）

- 各共同訴訟人に対する判決をその内容が矛盾しないように確定させること（合一確定）が必要な共同訴訟。
- 次のうちの1の場合のみがこれに該当する。
  1. 合一確定が法律上要求される場合 共同訴訟人の一人が受けた判決の効力（既判力）が他の共同訴訟人にも及ぶ場合
  2. 合一確定が論理的に（のみ）要求される場合たとえば、主債務者と保証人が共同被告となっている場合

T. Kurita

18

## 類似必要的共同訴訟

- 訴訟の開始にあたっては各自単独でも当事者適格を有するが、共同訴訟となった場合には合一確定が要請される訴訟
  1. 株主代表訴訟（会社847条） 最高裁判所平成12年7月7日第2小法廷判決
  2. 合一確定の必要性が高い共同権利関係 最高裁判所平成14年2月22日第2小法廷判決（商標権の共有の事例）

T. Kurita

19

## 固有必要的共同訴訟

- 合一確定の必要があり、かつ、共同訴訟とすることが法律上強制される訴訟
  1. 役員解任の訴え（会社854条） 最高裁判所平成10年3月27日第2小法廷判決、会社法855条。
  2. 遺産確認の訴え 最高裁判所平成9年3月14日第2小法廷判決

T. Kurita

20

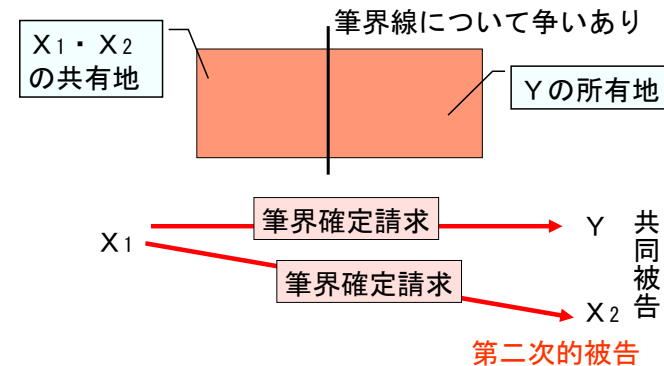
## 共同提訴を拒む者がいる場合の処理

- 共同提訴を拒む者を被告として訴えを提起し、これにより共同訴訟人となるべき者全員に判決の効力を及ぼして判決の合一的確定を図ることが一定の場合に認められている。
- 境界確定訴訟（筆界確定訴訟）に係る土地の共有者の一部の者が確定訴訟の提起を拒む場合について、最高裁判所平成11年11月9日第3小法廷判決が肯定した。

T. Kurita

21

## 筆界確定訴訟に係る土地の共有者の一部の者が確定訴訟の提起を拒む場合



T. Kurita

22

## 練習問題

AとBとが共有する土地（甲地）とこれに隣接するC所有の土地（乙地）との間の筆界線を巡って、A・BとCとの間で争いが生じた。AはBに、「Cを被告にして一緒に筆界確定訴訟を提起しよう」といったが、Bは「訴訟は嫌いです。話し合いで解決しましょう」と言うばかりである。Aは、紛争を早く解決したい。誰をどのような当事者にして訴えを提起したらよいか。

T. Kurita

23

## 必要的共同訴訟の審理の特則（40条）

- 1項 共同訴訟人の一人がした有利な行為は全員のために効力を生ずるが、不利な行為は全員がしなければ効力を生じない。
- 2項 相手方の便宜のために、相手方の訴訟行為は、一人に対してなされても、全員に対して効力を生ずる。
- 3項 訴訟進行の統一を図る必要があるので、共同訴訟人の一人について手続の中断・中止の事由があるときは、全員について訴訟の進行が停止される。
- 4項 共同訴訟人中に被保佐人等がある場合に32条1項を準用。

T. Kurita

24

### 他の共同訴訟人による別訴は許されない

- 判決効の拡張がある場合なので、類似必要的共同訴訟人となるべき者の一人が訴えを提起した後で、他の者が同一被告に対して同趣旨の訴えを提起すると、重複起訴の禁止の規定（[142条](#)）が適用される。
- この場合には、後訴を提起する者は、係属中の訴訟に共同訴訟参加すべきである（[52条](#)）

T. Kurita

25

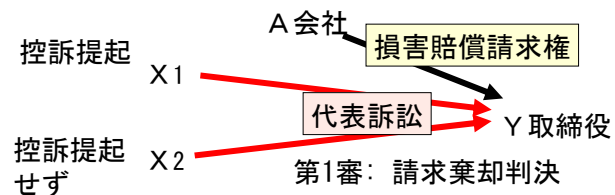
### 共同訴訟人の一部の者のみが上訴した場合

- 固有必要的共同訴訟においては、上訴しなかった共同訴訟人も上訴人として訴訟行為をなすことができるのが原則である
- 類似必要的共同訴訟においては、共同訴訟人の一部の者のみが上訴した場合に、他の者を強いて上訴人の地位につける必要はないので、上訴しなかった者は上訴人の地位に就かない。[最高裁判所平成12年7月7日第2小法廷判決](#)

T. Kurita

26

### 類似必要的共同訴訟人の一部の者の上訴



- 確定遮断効と移審効はX2についても生ずる。
- 上訴審判決の効力はX2にも及ぶ。
- しかし、X2は上訴人にはならない

T. Kurita

27

### 練習問題

A証券会社の株主であるX1とX2は、代表取締役であったYに対して、Yが違法な損失補填行為により会社に損害を与えたと主張して、会社法847条の責任追及の訴えを提起した。第一審・第二審ともXらが敗訴した。X1は、上告を提起したが、X2は上告を断念した。この場合のX2の訴訟上の地位について論じなさい。

T. Kurita

28

## 特許権等の共有と審決等の取消訴訟

- 特許庁において出願人・特許権者等に不利な審決等がなされた場合に、審決等の取消訴訟を共有者の一人が単独で行うことができるか。
- 最高裁は、工業所有権が設定登録により発生することを重視して、登録の前と後とで区別している。
  1. 設定登録前の段階では、共同提訴が必要（固有必要的共同訴訟）
  2. 設定登録後の段階では、単独提訴が可能（類似必要的共同訴訟）

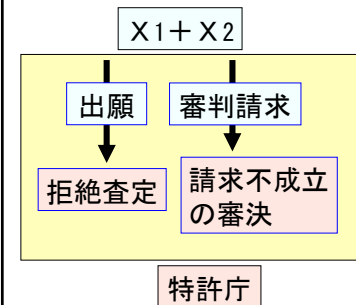
T. Kurita

29

## 登録前の審決取消訴訟

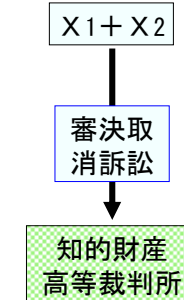
最高裁判所平成7年3月7日第3小法廷判決など

共同してなすことが必要  
(特許法132条)



T. Kurita

固有必要的  
共同訴訟

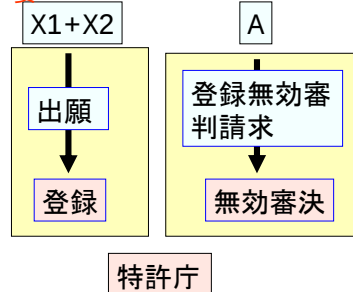


30

## 登録後の審決取消訴訟

最高裁判所平成14年2月22日判決など

共同してな  
すことが必  
要



T. Kurita

31

単独で提  
訴できる



## 練習問題

X1とX2の共有に係る特許権について、Yの特許無効審判の請求に基づき特許無効審決がなされた。この審決の取消しを求める訴訟をX1がYを被告にして知的財産高等裁判所（東京高裁の特別支部）に提起したが、X2は提起しなかった。この訴えは、適法か。

T. Kurita

32



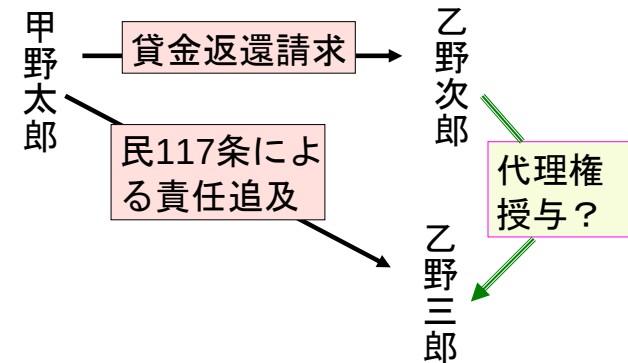
## 同時審判申出共同訴訟の要件

- 共同被告に対する請求が法律上両立しえない場合に適用がある（一方の請求の主要事実の一部が他方の請求の抗弁事実となる場合）。
- 例1 代理行為の相手方が、代理権の存在を主張して、本人に対して契約の履行を求め、代理権が存在しないと判断される場合に備えて、代理人に対して無権代理人の責任（民117条）を訴求する場合。

T. Kurita

33

## 同時審判申出共同訴訟（41条）



T. Kurita

34

## 同時審判申出共同訴訟の例2

- 土地工作物により損害を受けた者が、占有者に賠償を請求するとともに、占有者が損害発生に必要な注意義務を果たしていたと判断される場合に備えて、所有者に対する賠償請求を併合する場合（民717条）。

T. Kurita

35

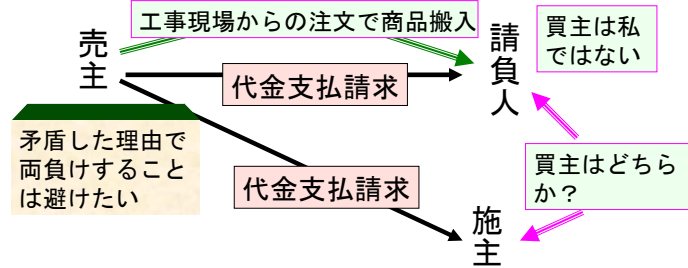
## 事実上併存しえないだけの場合

- 例：
  1. 原告を傷害したのが共同被告のいずれかであるという場合、
  2. 原告の契約の相手方が共同被告のいずれかであるという場合
- 41条の類推適用について、見解は分かれる
  1. 否定説 多数説（立案時の見解）
  2. 肯定説 現在のところ少数説

T. Kurita

36

### 契約の相手方が判然としない場合



参考事例： 最高裁判所平成14年1月22日第3小法廷判決

T. Kurita

37

### 申出の時期と撤回の時期

- 同時審判の申出は、訴え提起後でも、控訴審の口頭弁論終結前であれば、いつでも許される（41条2項）。
- 撤回は書面とする（規則19条）。

T. Kurita

38

### 同時審判の申出の効果

- 事実審では同時審判が保障される（41条1項・3項）。上告審では保障されない。
- 共同当事者の一人に生じた中断・中止の効果は他の共同訴訟人には及ばない（40条3項が準用されていない）。
- 一部判決は許されない。
- 一方の共同訴訟人のみが請求を認諾することは、許される。
- 上訴の効果の及ぶ範囲は、通常共同訴訟と同じ。

T. Kurita

39

### 練習問題

Xは、Yの代理人と称するZと土地売買契約を締結し、自己の土地をYに1億円で売却した。しかし、YはZに代理権を付与したことはないと主張し、そもそも1億円は高すぎると言っている。Xは、Zの代理権が認められない場合には、無権代理人としてのZの責任を追及しようと考えている。

1. 最初にYを訴え、もし敗訴したらZを訴えることには、どのような問題があるか。
2. YとZを同時に訴えた場合の訴訟手続（審理・裁判）はどうなるか。

T. Kurita

40

## 主観的追加的併合

係属中の訴訟手続に第三者が追加されることによって生ずる共同訴訟を追加的共同訴訟ないし主観的追加的併合という。2つの類型がある。

1. **在来当事者による追加** 係属中の訴訟の当事者が第三者に対して提起した訴えが係属中の訴訟に併合される場合。
2. **第三者による追加** 第三者が係属中の訴訟の当事者の一方に対して提起した訴えが係属中の訴訟に併合される場合。

T. Kurita

41

## 在来当事者による追加の例

- 法律の規定に基づく場合
  1. 訴訟引受の申立て ([50条](#))
- 法律の規定がない場合の例
  1. 債権者が、保証人に対する支払請求訴訟の係属中に、主債務者に対する支払請求を追加提起する。

T. Kurita

42

## 第三者による追加の例

- 法律の規定に基づく場合
  1. 共同訴訟参加 ([52条](#))
  2. 承継参加 ([49条](#))
- 法律の規定のない場合
  1. 債権者の保証人に対する支払請求訴訟の係属中に、主債務者が債権者に対して債務不存在確認請求を提起する。

T. Kurita

43

## 法律の規定のない場合の併合方法

- **当然併合** 主観的追加的併合は、一定の条件の下で当事者が新訴を提起すればそれが従前の訴訟と当然に併合されて審理されるという場合に最も威力を発揮するが、[最判昭和62・7・17日民集41-5-1402頁](#)は、これを否定した。
- **裁量併合** 新たな訴えを別訴として提起し、その訴訟係属後に裁判所が種々の事情を考慮の上弁論を併合すべきか否かを決定すべきである(前掲最判)

T. Kurita

44

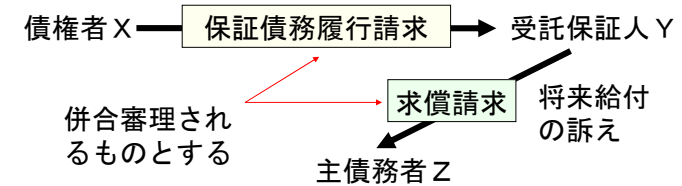
### 法律の規定のない併合の論点 (1)

- 新被告と従前の訴訟状態との関係 新被告は、従前の訴訟状態に拘束されないのが原則である。
- 7条の適用の有無 決定により併合されることを予定して7条の類推適用を認めてよい。
- 訴え提起の手数料 連帯債務者の一人に対する訴訟に別の連帯債務者を追加する場合のように、第三者に対する請求と在来請求とが利益を共通にしているときでも、追加の訴えについて手数料を納付するのが本来である。

T. Kurita

45

### 法律の規定のない併合の論点 (2)



XのYに対する保証債務履行請求は認容されるのに、YのZに対する求償請求は主債務が存在しないという理由で棄却されることがないように、

41条の類推適用を認めるべきである。

T. Kurita

46